

2025年2月13日

各 位

会 社 名 宝ホールディングス株式会社
 代 表 者 名 取締役社長 木村 睦
 (コード番号 2531 東証 プライム市場)
 問 合 せ 先 広報・IR 部長 宇佐美 昌和
 T E L (0 7 5) 2 4 1 - 5 1 2 4

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり、株主優待制度を変更することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主優待制度変更の目的

当社では、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式の魅力を高め、多くの方々に保有していただき、当社グループの事業に対するご理解をより深めていただくことを目的として株主優待制度を実施しております。

この度、より多くの方々に長期にわたり継続的に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を変更することといたしました。

2. 変更の内容

株主優待の対象者条件として最低保有年数(1年以上)を設定いたしますとともに、長期(3年以上)にわたり継続的に保有いただいている株主様の優待内容を拡充いたします。

具体的な変更内容は、次のとおりです。

【変更前】

継続保有期間	保有株式数	優待内容
—	100株以上1,000株未満	1,000円相当の当社グループ会社商品詰め合わせ
—	1,000株以上	3,000円相当の当社グループ会社商品詰め合わせ

【変更後】

継続保有期間	保有株式数	優待内容
1年未満	100株以上1,000株未満	—
	1,000株以上	
1年以上3年未満 (注1)	100株以上1,000株未満	1,000円相当の当社グループ会社商品詰め合わせ
	1,000株以上	3,000円相当の当社グループ会社商品詰め合わせ
3年以上 (注2)	100株以上1,000株未満	1,300円相当の当社グループ会社商品詰め合わせ
	1,000株以上	4,000円相当の当社グループ会社商品詰め合わせ

(注1) 「継続保有期間1年以上」とは、3月末日を基準日とし、3月末日、6月末日、9月末日、12月末日の当社株主名簿に、同一の株主番号で5回以上連続して100株以上記録されていることを指します。

(注2) 「継続保有期間3年以上」とは、3月末日を基準日とし、3月末日、6月末日、9月末日、12月末日の当社株主名簿に、同一の株主番号で13回以上連続して100株以上記録されていることを指します。

3. 変更の時期

2026年3月末日を基準日とする株主優待(次々回)より、変更後の制度にて実施いたします。

ただし、2026年3月末日を基準日とする株主優待に限り、継続保有期間が1年未満であっても、2025年9月末日・12月末日、2026年3月末日の当社株主名簿に、同一の株主番号で100株以上記録されている場合(継続保有期間6ヶ月以上の場合)、「1年以上3年未満」の株主優待の対象者とさせていただきます。

以 上